

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則」の一部改正案及び 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の変更案について (概要)

1. 背景

令和 5 年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月 28 日に公布された。

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「地域交通法」という。）における道路運送高度化事業に関する内容については、改正法公布後 3 か月以内に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号）及び地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成 26 年総務省・国土交通省告示第 1 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（１）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正

改正法において、道路運送高度化事業の一類型として、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いる事業が新設されたことを踏まえ、以下の規定を設けるほか、所要の改正を行う。

（ア）先端的な技術を活用した旅客の運送時間の短縮に資する設備の要件

地域交通法第 2 条第 7 号ロに基づき、国土交通省令で定める設備の要件について、以下のとおり定めることとする。

- ① 運行経路指示システムであること。
- ② IC カード、クレジットカード、二次元コードその他の方法を用いて円滑に運賃又は料金の支払いができるものであること。
- ③ 道路運送高度化事業の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。
- ④ ①～③のほか、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に相当程度資すると国土交通大臣が認めるものであること。

（イ）タクシー特措法における準特定地域の協議会への意見聴取方法

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー特措法」という。）では、同法第 3 条の 2 第 1 項に規定する準特定地域において、供給輸送力を増加させる

事業計画の変更の際には協議会の意見を聴取することとされている。

地域交通法第14条第4項では、タクシー特措法を踏まえ、当該変更を内容に含む道路運送高度化実施計画の認定を行う際は当該協議会の意見を聴くこととしたところ、具体的な意見聴取の方法として、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）と同様の手続を定めることとする。

（２）地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針の変更

改正法による道路運送高度化事業の拡充を踏まえ、基本方針に定める道路運送高度化事業に関する留意事項について、以下のとおり必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

- ・ 地域交通法第2条第7号ロに掲げる事業については、単に新技術を導入するだけでなく、地域のニーズや課題に的確に対応し、かつ、運送サービスの質の向上が図られるものとなるよう、地方公共団体等とも十分に連携することが望ましいこと。
- ・ 地域交通法第2条第7号ハに掲げる事業については、電気自動車は、騒音及び振動の程度が低く、かつ、転倒防止につながる優れた加減速性能を有する、利便性及び安全性の観点から優れた移動手段であり、その静穏性を活かして観光地等における魅力的な移動手段となることも想定されるなど、地域全体の価値向上につながることを期待され、その導入する路線等の検討に当たっては、こうした走行特性や航続距離なども踏まえることが重要であること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年6月中下旬

施 行：改正法の一部の施行の日（令和5年7月1日）